教育ローン利子補給について＜在学生＞

敬愛短期大学

本学では、経済的な理由で「教育ローン」をお申込みする保証人の方々に対して、教育費負担軽減の一助として、利子補給制度があります。

この制度は、銀行と証書貸付による『教育ローン』（当該年度の納付金《入学金+授業料+施設費》を上限とします）の利息を大学が支援（補填）するものです。ただし大学が支援（補填）する利息は上限３％迄（３％未満の場合は自己負担分）とします。

申　込　方　法

申し込み希望者は下記①②③の手続きが必要です。

① 別紙「教育ローン申込書」に所定事項を記入のうえ、「前年度の収入がわかる書類」（市町村が発行した課税証明書　住民税課税決定通知書または源泉徴収票）を添えて学生支援室へ提出して下さい。

② 提出された「教育ローン申込書」および「前年度の収入がわかる書類」を基に経済的な理由による「教育ローン申込」であるのかどうか審査を行い、審査の結果、対象となる場合には、審査確認済印を押した後「教育ローン申込書」の写し（コピー）を返却致します。返却後当該銀行とローン契約を締結して下さい。（捺印を受けた「教育ローン申込書」は各自で保管して下さい。）なお、契約については、各銀行の規約により締結となります。
審査の結果、経済的な理由による「教育ローン申込」に該当しない場合や他の資料が必要な場合は、電話連絡をします。

③ 当該銀行とのローン契約が締結し次第「教育ローン契約書等契約内容を記載した書類」（返済予定表の《写》）を速やかに学生支援室へ提出（郵送可）して下さい。
尚、ローン契約を辞退された場合は、学生支援室へご一報願います。

利子補給申請方法

① 当該年度末に大学より郵送された「利子補給申請書」を受取り、所定事項を記入のうえ、当該期間（教育ローン契約日から当該年度の３月３１日まで）の利息支払い済みを証する書類（支払利息証明書．通帳の写し等）を添付し、**翌年度の４月１０日までに学生支援室へ提出（郵送可）して下さい。（4月10日が土・日曜日にあたる場合はその翌々日または翌日とします。）**

② 「教育ローン専用通帳」をお作りいただいた方が便利です。

利子補給の支給

利子補給額は、「利子補給申請書」に基づきご指定の口座へ後日（５月末迄）一括してお振込みをします。

注　意　事　項

① 金融機関は、都市銀行・地方銀行・第二地方銀行とする。

② 年度途中での退学、休学、及び学生の本分に反する行為等があった場合は、利子補給申込者であっても利子補給を受けることが出来ません。

③ 利子補給を受ける場合は、納付金は一括払いを原則とします。

④ 利子補給対象の教育ローン契約は、在学中（入学手続き時を含む）に１回限りです。

⑤ 利子補給期間は、教育ローン契約日から、最短修学年限となります。

⑤「教育ローン申込書」を学生支援室に提出しないで契約した「教育ローン」については利子補給を致しません。

詳細は学生支援室にご相談下さい。また、教育ローン契約についてのお問い合わせは、各金融機関にお願いいたします。

教育ローン利子補給　制度利用の流れ＜在学生＞

申込時に必要な手続き

①　「教育ローン申込書」の受け取り　学生支援室

学生支援室にて説明を受け、「教育ローン申込書」を受け取ってください。

②　「教育ローン申込書」の提出　学生支援室

審査確認印が押された申込用紙を返却

「教育ローン申込書」に所定事項を記入のうえ、前年度の収入がわかる書類を添えて学生支援室に提出してください。提出された「教育ローン申込書」に学生支援室で確認・審査後　印を押した後、「教育ローン申込書」の写し（コピー）を返却致します。

③　教育ローン契約の締結　銀行

「教育ローン申込書」の返却後、当該銀行にて教育ローンを申し込み、ローン契約を締結して下さい。（確認印を受けた「教育ローン申込書」は各自で保管して下さい。）

なお、契約については、各銀行の規約により締結となります。教育ローン申し込みの際には、当該銀行での審査があり、審査に時間がかかる場合や、審査の結果契約ができない場合がありますので、日数に余裕を持っての手続きをお願いします。

④　教育ローン返済予定表の写し（コピー）の提出　学生支援室

当該銀行とのローン契約が締結し次第「教育ローン契約書等契約内容を記載した書類」（返済予定表の写し（コピー））を速やかに学生支援室へ提出（郵送可）して下さい。

尚、ローン契約を辞退された場合は、学生支援室までご一報願います。

⑤　「利子補給申請書」の提出

※<u>この手続きは、卒業年度まで毎年必要です。</u>

大学より送られた「利子補給申請書」に所定事項を記入のうえ、当該期間（教育ローン契約日から当該年度の３月３１日まで、２年目以降は当該年度の４月１日から３月３１日まで）の利息支払い済みを証する書類（支払利息証明書．通帳の写し等）を添付し、

<u>翌年度の４月１０日までに学生支援室へ提出（郵送可）して下さい。（4月10日が土・日曜日にあたる場合はその翌々日または翌日とします。）</u>

⑥　利子補給の支給

利子補給額は、「利子補給申請書」に基づきご指定の口座へ後日（５月末迄）一括してお振込みをします。